

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

11

1. 現時点で履行期が到来している債権について

(1) 口頭弁論終結までに履行期が到来している債権相当額についての不当利得返還請求は、現在給付の訴えと併せて、現在給付の訴えについては確定判決を得る利益が認められるから、訴えの適格性は認められる。

3

2. 残りの債権期間に係る利得について

(1) 口頭弁論終結後に履行期が到来する債権についての給付判決を求める請求は将来給付の訴え(民事訴訟法(以下「法」)135条)と併せて。

(2) また、このような将来債権について訴訟上の救済の必要性があるとして請求適格が認められる。

ア、この将来債権について請求適格が認められるためには、①請求権の発生基礎となる事実が存在し、かつその存続が争点とされ、②請求権の発生及び

内容について債権者にとって有利となる事柄が明確であり、③その事柄を主張するについて請求異議の訴え(民事執行法135条)を経なければならぬという負担を債権者に課することが格別不当とはいえない

場合には請求適格が認められる。

イ、本件では、①について利得金の不当利得返還請求権の発生基礎となるのはA間の事件債権償現金であり、Aはとくに不利な等しいことと見ると、20年の期間満了までその契利は存続すると予見される。

②について、至るYとしては、Aから回収した債料のうちYの持分割合を越える部分についてA

注釈の一覧:★_40.pdf

ページ:1

≡ 番号:1 作成者 タイトル:テキストボックス 日付:2021/12/07 15:19:06

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:09:42
現在の給付の訴えの区分、現在給付の訴えについてはこの程度で必要十分でOKです。

番号:3 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:26:01
特定答案とされる可能性があるのも、同じ設問の中であれば、空行を空けることは避けた方が良いでしょう。(設問が切り替わる場合は、OKです)
なお、字下げ、ナンバリングがきちんとしていれば、この部分空いていなくても特に読みにくくはなりません。

番号:4 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:14:20
なぜ請求適格の問題が生じるのか、その理由を書きましょう。(条文にないことを書くのであれば、指摘が必要です)

番号:5 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:11:18
細かい点ですが、請求異議の訴えの条文を指摘することは重要です。

番号:6 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:21:04
あてはめはもっと充実させましょう。

番号:7 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:11:38
これだけでしょうか。(解説参照)

には違ふ。又ねえば、不当利得は存在し得ることとなり、当該請求権は消滅する。

③ 所以、Yは争護E Bとの裁判外との交渉において今後一切支払に依るつもりはないと主張していることから、Yは争護E Bとの争議をすることは期待できない。そうであるから、Xが確定判決を取得し、強制執行によることを可能にし、Yが強制執行を阻止するためには請求異議の訴えをしなければならぬという負担を課することも格別不当とはいえない。したがって、残りの期間に係る利得分の不当利得返還請求については請求適格が認められる。

(4) 請求適格が認められるとしても、前135条において将来の給付の訴えは、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限る」と認められている。

そこで、訴えの利益があるかは判決を得ることが紛争解決に資するかという点により判断すべきである。

よって、「あらかじめその請求をする必要がある」というのは給付の性質、債権者の態度を考慮して判断すべきである。

(5) 本点、本件ではその給付内容は債権者利益に係る利得につき不当利得返還請求権である。このような給付は、一定期間ごとに定額の給付が発生することと相当程度確定するといえる。

よって、本件ではYは裁判外交渉において今後一切支払に依るつもりはないと強固な態度をとっており、争護E Bの履行は期待できない。

よって、このような事情に照らすと、今後残りの債権期間に係る利得分について不当利得返還請求

ページ :2

番号:1 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:12:21
同じくこれだけでしょうか。(解説参照)

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:13:04
③は、立証の容易さを問題とするところであり、かわいそうかどうかという点を問題にしているわけではないので、間違いです。

番号:3 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:15:00
(3) →ウ
ここは、請求適格の結論部分なので(3)は構造として変だと思います。

番号:4 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:16:40
(5) ア→ア (ア)

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

--

権をめぐり紛争が発生する可能性が高く、そのために
確定判決を得ることが紛争の根本的解決に資する。
(5) ② よう、「そのためにその請求をする必要がある」と
認めらる。

5 (7) ~~モリス~~ それ、その他訴訟要件はついても
問題となるような事情はうたがえない。しにモリス
の訴えは適法である。

以上

10

15

20

25

ページ

裏面へ

≡ 番号:1 作成者 タイトル:テキストボックス 日付:2021/12/07 15:19:28

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:18:42

(6) →イ

#VALUE!

設問1	項目		配点	得点	コメント
	将来の給付の訴えと現在の訴えとの区別		10	10	
		給付の訴えの定義	10	10	
		現在給付の訴えと将来給付の訴えの区分			
		あてはめ			
		その他			
	問題の所在		10	8	
		訴えの利益の意義	10	8	
		将来の給付の訴え(民訴135条)について訴えの利益の存否(適法性)が問題となる理由			
		民訴135条の判断枠組み			
		その他			
	将来給付の訴えの請求適格		20	10	
		問題提起	3	2	③は理解が誤っていたため減点しています。 あてはめは他の受験生に対して薄すぎます。この部分で大分差がついてしまっています。もっと拾える事情がないか、問題文で使用されている事情はすべて使ったか見直しましょう。
		共有者の得た収益についての不当利得返還請求権に関する給付適格の判断基準	12	6	
		あてはめ	5	2	
		その他			
	「あらかじめその請求をする必要がある場合」		5	4	
		趣旨		2	
		義務者(とされる者)の態度		2	
		その他			
あてはめ		5	3		
設問小計		50	35		
全体	項目		ランク(A～C)		コメント
	文章の読みやすさ		B		全体的に読みやすい文字で特段の問題はありませんでした。
	段落番号の割り振り		B		違和感のあるナンバリングがいくつかありました。論理構造とナンバリングは一致すべきと思います。(採点者に自分の考えを明示できるので)ナンバリングについては、他の答案を参考にするなど、工夫の余地あります。
	主語と述語の対応・他動詞と目的語の対応		B		特に問題は見られませんでした。
	根拠条文、規範の明示		B		請求適格について、条文に明示がない部分ですので、何らかの説明がないと唐突になってしまいます。趣旨・理由→要件の流れを意識しましょう(可能であれば問題提起) 他方、請求異議の訴えの条文まで摘示していたことは好印象です。
全体評価(ランクA～D)			B	答案作成お疲れ様でした。 現在の給付の訴えの区別については、分量内容ともに良かったと思います。また、全体的な流れとしては良かったと思います。他方で、あてはめが薄くなっているのは気になります。他の受験生にあてはめの部分で力負けしてしまっているように思います。答案で拾えそうな事情はすべて拾うようにしましょう。 全体的に答案の基本的な型は身についていると思います。後は、答案練習を繰り返して、あてはめをより充実させることができれば、他の受験生に差を付けることができると思います。 これからも頑張ってください。	

採点者:若林直樹

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

1

1 本件不当利得返還請求訴訟においては、既に発生した利得分と未発生^の利得分が請求されている。既に発生した利得の返還請求は、現在給付未発^の利得の返還請求は将来給付の訴えとなる。~~なお~~

訴えの適法性につき、訴えの利益が問題となる^{ところ}、訴えの利益とは、当該訴訟物の存否を当該訴訟で判断すべきか否かを決する訴訟要件である。^{なお}訴訟要件の判断基準時は、第1審口頭弁論終結時であるから、基準時前の利得は現在給付、基準時において未発生^の利得は将来給付の対象となる。

2 現在給付の訴えについては、既に請求対象が確定しているため、訴えの利益は問題なく認められる。よって、本件訴訟においても、現在給付部分の訴えの利益は認められる。

将来給付の訴えについては、訴えの利益を無制限に認めた場合、請求客員の変動があった場合などに都度、請求異議の訴え(月^別執行法35条1項)による対応が必要となる点で被告に負担である。そこで、将来給付の訴えの訴えの利益は、「あらかじめその請求をする必要がある場合」(民事訴訟法35条)であり、かつ、将来の給付を求める適格(請求適格)を有する場合にのみ認められると解する。

3 (1) 「あらかじめその請求をする必要がある」か否かについては、請求の内容や当事者の主張など

/ ページ

裏面へ

注釈の一覧:★_47.pdf

ページ:1

≡ 番号:1 作成者 タイトル:テキストボックス 日付:2021/12/07 15:22:17

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:54:58
現在の給付の訴えの区別時点が下の規範部分と違ってしまっています。

番号:3 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:56:05
ナンバリングを分けましょう。
1 問題提起（訴えの利益が問題となること、将来給付の訴えと現在の給付の区別
2 現在の給付
3 将来給付の訴え
 (1) ...
4 最終結論

番号:4 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:56:29
請求異議の訴えの条文まで摘示していることは好印象です。

を考慮し、紛争解決において必要性、実効性がある場合に認められる。

本件は、~~甲が乙に土地を貸付し、乙が甲に土地を貸付し、甲が乙に土地を貸付し、乙が甲に土地を貸付し~~、^甲がXに転じて甲土地の貸貸借によって得た賃料の持分相当額を交付するかが争われているため、請求の内容は紛争解決において必要性が認められる。そして、Xは弁護士Bを委任した上でYと裁判外で交渉しているが、Yは今後一切支払に応じるつもりはないと強硬に主張しており、交渉による解決は望めない。そこで、Yをもちて請求することにつき、紛争解決における実効性も認められる。

したがって、「あらかじめその請求をする必要がある場合」にあたる。

(2) 請求適格について、本来請求額の変動等を理由にYの利益が認められない将来給付のYにつき、Yの利益を例外的に認めた民事訴訟法135条の趣旨からすれば、①請求の基礎となる事実が既に発生しており、~~将来の継続が~~予測される場合において、②請求額にかかる変動があらかじめ予測される事情に限られ、③被告に請求異議のYによってのみ対応を許すという負担を課すことが不当であるとはいえない場合に、請求適格と認められる。

④について、甲土地がXとYの共有とな。^甲以後も、甲土地の管理を行うYとAとの間の貸貸借契約が維持されていたことからXが共有持分権に基づいて賃料を請求する基礎となる事実は既に発生している。そ

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

番号:1 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:57:42
ここでは継続的な契約であることが重要だと思います。

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/05 23:58:40
長くなるので、①から③で、アからウのナンバリングを振るなどしましょう。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

1

して、従前、Aからの賃料^{のうち} ~~X~~ Xに対して持分
 に応じた額が、~~X~~ YがXに対して ² ~~を~~ して
 ており、Aの賃料支払も10年ほど未払いな
 くなされているうえAの運営する太陽光~~電~~
 5 ~~発電事業~~の経営は順調であるから
 前述の請求^の基礎となる事実は継続が予
 測される。よって、①を充足する。
~~②について、本件において想定される請~~
~~求額にかかる変動としては、賃料の変更や~~
~~賃貸借契約の解除などが~~
 10 また、⁴ 法的に土地の賃貸借契約については
 解除が想定されにいいところ、本件は太陽
 光発電用地として利用されているから、なお
 解除が想定されにいいといえる。よって、①を
 15 充足する。
 ②について、本件において想定される請求
 額にかかる変動としては、賃料^のの変更が考
 えられるところ、本件賃貸借契約では定
 20 額の賃料が設定されて~~あり~~ ^も 変動を想
 定していない。そうだとすれば、変動の事情
 は限られており、②を充足する。
 ③について、本件は、甲土地の所有者である
 XとY間の争いであり、賃借人であるAは賃
 料を支払い続けており当該賃料にかかる
 25 利得が争われているにすぎないから、Aが争
 争に巻き込まれることはないので、XとY
 による単純な訴訟形態であり、Yの請求

3 ページ

裏面へ

≡ 番号:1 作成者 タイトル:テキストボックス 日付:2021/12/07 15:22:35

番号:2 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/06 0:03:09
交付されており？

番号:3 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/06 0:00:25
今回は、不当利得返還請求ですが、これとの関係でどのような事実が請求の基礎となるかを意識しましょう。

番号:4 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/06 0:01:03
これ以外の事由も指摘できるとなおOK（解説参照）

番号:5 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/06 0:01:31
賃料の不払い？その他の事由は？（解説参照）

番号:6 作成者:wakabayashi タイトル:ノート注釈 日付:2021/12/06 0:02:15
Aが巻き込まれるかどうかは規範との関係で問題となりますか？

異議の相手方は X の時であるから、対応が
過大に負担となるとはいえない。また、A
から賃料を収めているにもかかわらず、
それまで交付していた ~~Y~~ X への交付を止
める理由が明らかにされていない状態で
Y を保護する必要性は低い。対応の負担
を被るとしても不当とはいえない。よって、
(3) を充足する。

したがって、請求金額が認められる。

(3) 以上より、将来交付部分の訴えの利益も
認められる。

4 上記検討より、本件不当利得返還請求訴訟
につき、全体として訴えの利益が認められる。
よって、訴えは適法である。

以上

この部分は、Yがかわいそう、という話しではなく、Yに起訴責任を負わせて不当ではないか（立証の容易さ）を問題とするものです。この部分については減点しています。

#VALUE!

設問1	項目		配点	得点	コメント
	将来の給付の訴えと現在の訴えとの区別		10	9	
設問1	給付の訴えの定義	給付の訴えの定義	10	9	将来給付の訴えと現在給付の訴えとの区別が問題提起部分で間違っていることから減点しています。
		現在給付の訴えと将来給付の訴えの区分			
		あてはめ			
		その他			
	問題の所在		10	8	
	訴えの利益の意義	訴えの利益の意義	10	8	
		将来の給付の訴え(民訴135条)について訴えの利益の存否(適法性)が問題となる理由			
		民訴135条の判断枠組み			
		その他			
	将来給付の訴えの請求適格		20	12	
	問題提起	問題提起	3	2	③は理解が誤っていたため減点しています。
		共有者の得た収益についての不当利得返還請求権に関する給付適格の判断基準	12	8	
		あてはめ	5	2	
		その他			
	「あらかじめその請求をする必要がある場合」		5	4	
	趣旨	趣旨		2	
		義務者(とされる者)の態度		2	
		その他			
	あてはめ		5	3	
	設問小計		50	36	
全体	項目		ランク(A～C)		コメント
	文章の読みやすさ		B		全体的に読みやすい文字で特段の問題はありませんでした。
	段落番号の割り振り		B		一段落で長くなる部分ではナンバリングを入れると読み手が読みやすくなります。
	主語と述語の対応・他動詞と目的語の対応		B		1文が長くなる部分で一部不一致がありました。
	根拠条文、規範の明示		B		必要十分だったと思います。
	全体評価(ランクA～D)		A		答案作成お疲れ様でした。 全体的に良くかけた答案だったと思います。あてはめについては、色々指摘しましたが、いずれもかけていないことで他の受験生と差がつくと言うよりも応用部分になります。請求適格の③については、恐らく理解が誤っていると思いますので復習しておいてください。 今後も、答案練習を続けて、あてはめを充実できるようにしていきましょう。これからも頑張ってください。

採点者:若林直樹

